

各位

会 社 名 旭 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 濵 田 広 徳 (コード番号 9799 東証スタンダード) 問合せ先 取締役常務執行役員 宮 下 勇 人 (TEL: 03-5224-8281)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給及び取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給及び本制度導入に関する議案を 2025 年6月 24 日開催予定の第 63 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

- 記 -

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会の終結の時をもって廃止いたします。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、本株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで、各取締役の退任時に支払う予定です。

なお、当社は従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額 を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入目的等

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(以下のとおり社外取締役を除きます。)に対して、当社の企業価値の 持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有 を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として 導入するものです。

(2)本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額2億4千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年80,000株以内(ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとします。)とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で 譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、 次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から、原則として、取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式の全部又は一部を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その 他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が 開設する専用口座で管理される予定です。